

作成日：2016年11月04日

改訂日：2023年09月15日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	5%クロム酸液
品番	40781
供給者の会社名／部署	武藤化学株式会社／學術部
住所	東京都文京区本郷 2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
電子メールアドレス	mutopop@mutokagaku.com
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	検査・研究用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	区分に該当しない／分類できない	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分 4
	急性毒性(経皮)	区分 4
	急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)	区分 4
	皮膚腐食性/刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	区分 1
	皮膚感作性	区分 1
	生殖細胞変異原性	区分 1B
	発がん性	区分 1A
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(呼吸器)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 2

注) 上記の GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「区分に該当しない」、又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の 11 項に記載した。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込むと有害(経口)

皮膚に接触すると有害(経皮)

吸入すると有害(粉じん、ミスト)

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

重篤な眼の損傷

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

遺伝性疾患のおそれ

発がんのおそれ

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

臓器の障害のおそれ(中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)

長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(呼吸器)

水生生物に毒性

長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

容器を密閉しておくこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急処置

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

皮膚（または髪）に付着した場合：汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。皮膚を多量の水/石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

	<p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。</p> <p>ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。</p> <p>火災の場合は、消火するために適切な消火剤を使用すること。</p> <p>漏出物を回収すること。</p>
保管	<p>容器を密閉しておくこと。</p> <p>直射日光を避け、換気の良い涼しい場所で保管すること。</p> <p>施錠して保管すること。</p>
廃棄	<p>内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。</p>
他の危険有害性	<p>データなし</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 ; 混合物

			官報公示整理番号		
化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	化審法	安衛法	CAS 番号
三酸化クロム	4.5~5.5%	CrO3	1-284	既存	1333-82-0
精製水	残	H2O	-	-	7732-18-5
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし				

4. 応急処置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。

呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。

皮膚（または髪）に付着した場合

汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。皮膚を多量の水/石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入 : 咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛、喘鳴、灼熱感。症状は遅れて現われることがある。

皮膚 : 発赤、痛み、皮膚熱傷。

眼 : 発赤、痛み、重度の熱傷。

経口摂取 : 腹痛、灼熱感、ショック/虚脱。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

データなし

医師に対する特別な注意事項

データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂類

使ってはならない消火剤

棒状放水、炭酸ガス、水素化炭酸塩の粉末消火剤

火災時の特有の危険有害性

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。

火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。

熱又は不純物の混入により爆発するおそれがある。

速やかに燃焼するおそれがある。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

全ての着火源を取り除く。

作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。

風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

密閉された場所に立入る前に換気する。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

環境に対する注意事項

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

回収・中和

吸収剤(例：乾燥土、砂、不燃性布)で流出物を拭き取り、化学品廃棄容器に回収する。

大量の流出には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて化学品廃棄容器に回収する。

回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。

漏洩物を集めて、化学品廃棄容器に回収する。

二次災害の防止策

付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	局所排気・全体換気	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
	安全取扱い注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 容器を密閉しておくこと。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
保管	安全な保管条件	容器を密閉しておくこと。 直射日光を避け、換気の良い涼しい場所で保管すること。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	三酸化クロム	
管理濃度	0.05mg/m ³ (クロムとして)	
許容濃度		
日本産衛学会	0.05mg/m ³ (クロムとして、6価クロム化合物) 0.01mg/m ³ (クロムとして、ある種の6価クロム化合物)	
ACGIH	TLV-TWA:0.05mg/m ³ (クロムとして、水溶性クロム(VI)化合物)	
設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置し、その位置を明瞭に表示する。 ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。	
保護具	呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	
物理状态	液体
色	暗赤色
臭い	無臭
融点/凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水に可溶
n-オクタール/水分配係数(log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
その他データ	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	約 250℃で酸化クロム（Ⅲ）と酸素に分解し、火災の危険性が增大する。 強力な酸化剤で、可燃性物質や還元性物質と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 この物質の水溶液は強酸で、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。 加熱されたり、不純物が混入すると、爆発するおそれがある。 可燃物（木、紙、油、布等）を発火させるおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
避けるべき条件	高温、直射日光、熱、混触危険物質との接触
混触危険物質	可燃性物質、還元性物質、塩基
危険有害な分解生成物	酸化クロム（Ⅲ）、酸素

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	; 区分 4(製品)
【三酸化クロム】ラットの LD50 値として、52-113mg/kg との報告(EU-RAR(2005))に基づき、区分 3 とした。新たな情報源(EU-RAR(2005))を追加し、区分を見直した。	
急性毒性(経皮)	; 区分 4(製品)
【三酸化クロム】ウサギの LD50 値として、30mg Cr(VI)/kg(CrO3 換算値: 57.7mg/kg)との報告(CICAD 78(2013)、ATSDR(2012))に基づき、区分 2 とした。新たな情報源(CICAD 78(2013)、ATSDR(2012))を追加し、区分を見直した。	
急性毒性(吸入: 気体)	; 分類できない(製品)
【三酸化クロム】GHS の定義における固体である。	
急性毒性(吸入: 蒸気)	; 分類できない(製品)
【三酸化クロム】データなし	
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	; 区分 4(製品)
【三酸化クロム】ラットの LC50 値(4 時間)として、217mg/m ³ (0.217mg/L)との報告(EU-RAR(2005))に基づき、区分 2 とした。飽和蒸気圧のデータがないが、エアロゾルとの記載に従い、粉じんの基準値を採用した。新たな情報源(EU-RAR(2005))を追加し区分を見直した。	
皮膚腐食性/刺激性	; 区分 1(製品)
【三酸化クロム】本物質は腐食作用を持つとの記載(EU-RAR(2005)、ATSDR(2012)、産業衛生学会 許容濃度の提案理由書(1989))がある。また 6 価のクロム化合物について、腐食性を持つとの記載が多くある(DFG vol. 3(1992))。以上から区分 1 とした。なお、本物質は EU DSD 分類で「C;R35」、EU CLP 分類で「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	; 区分 1(製品)
【三酸化クロム】ヒトの事故例で、本物質の眼へのばく露の結果、結膜の充血、壊死、角膜浮腫や角膜混濁がみ	

られたとの報告がある(EU-RAER(2005))。また、本物質は皮膚腐食性/刺激性の分類で区分1とされている。以上より区分1と判断した。

呼吸器感作性 ; 区分1(製品)

【三酸化クロム】日本産業衛生学会はクロム化合物として気道感作性物質「第2群」に分類している。この既存分類は本物質を明示していないものの、許容濃度の提案理由書(1989)には、6価のクロム化合物は2価や3価のものより毒性が強いとの記載がある。また、クロム化合物は喘息を引き起こすとの記載がある(ATSDR(2012)、EU-RAR(2005))。以上から区分1とした。なお、本物質はEU DSD分類で「R42」、EU CLP分類で「Resp. Sens. 1 H334」に分類されている。

皮膚感作性 ; 区分1(製品)

【三酸化クロム】本物質に限定された情報ではないが、6価のクロム化合物について皮膚感作性をもつとの記載がある(EU-RAR(2005)、ATSDR(2012)、PATTY(6th, 2012))。また、6価のクロム化合物を用いたヒトに対するパッチテストにおいて、感作性がみられたとの報告がある(ATSDR(2012))。また、本物質を含むクロム化合物は、日本産業衛生学会で皮膚感作性物質「第1群」に分類されている(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2014))。この既存分類は本物質を明示していないものの、許容濃度の提案理由書(1989)には、6価のクロム化合物は2価や3価のものより毒性が強いとの記載がある。以上から区分1とした。なお、本物質はEU DSD分類で「R43」、EU CLP分類で「Skin Sens. 1 H317」に分類されている。

生殖細胞変異原性 ; 区分1B(製品)

【三酸化クロム】In vivoでは、マウス骨髄細胞の染色体異常試験で陽性(CICAD 78(2013)、ATSDR(2012))、ヒトの末梢リンパ球を用いた染色体分析(モニタリング解析)、姉妹染色分体交換分析(モニタリング解析)で陽性である(ATSDR(2012)、EHC 61(1988)、IARC 49(1990))。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、ヒト培養リンパ球及び哺乳類培養細胞の染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陽性である(ATSDR(2012)、IARC 49(1990))。本物質に関するin vivo生殖細胞変異原性、in vivo生殖細胞遺伝毒性のデータはないが、水溶性Cr(VI)はin vivo生殖細胞変異原性を有する(EU-RAR(2005))との評価がされている。したがって、水溶性Cr(VI)である本物質にEU-RAR(2005)の評価を適用し、区分1Bとした。

旧分類では区分2としていたが、上述のような理由により区分を変更した。

発がん性 ; 区分1A(製品)

【三酸化クロム】IARCでグループ1(クロム(VI)として)(IARC(1990))、ACGIHでA1(クロムVI化合物として)(ACGIH(7th, 2001))、NTPでK(6価クロム化合物として)(NTP RoC(2013))、日本産業衛生学会で1(クロム化合物(6価)として)(日本産業衛生学会(1989))、EUで1(EU (Access on Dec. 2014))であることから、区分1Aとした。

生殖毒性 ; 区分1B(製品)

【三酸化クロム】本物質については、ハムスターを用いた静脈内投与での催奇形性試験において、口蓋裂がみられている(EHC 61(1988)、IARC 49(1990))。静脈内投与のデータであることから採用しなかった。

クロム(VI)の生殖毒性については、本物質と同様に水溶性であるニクロム酸カリウム(CAS: 7778-50-9)、クロム酸カリウム(CAS: 7789-00-6)では区分1Bに分類される。したがって、本物質についても区分1Bとした。

このほか、産業衛生学会では許容濃度の勧告(2014)において、クロムおよびクロム化合物を生殖毒性第3群(暫定)(区分2相当)に分類している。しかし、許容濃度の勧告の分類は暫定期間中であるので採用しなかった。

また、EU CLP分類では「Repr. 2 H361f」、EU DSD分類では「Repr. Cat. 3; R62」に分類されている。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) ; 区分2(中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)(製品)

【三酸化クロム】本物質は気道刺激性がある(ACGIH(7th, 2001))。ヒトの吸入経路では、クロムめっき作業での本物質フェーム(高濃度)へのばく露で、鼻粘膜の重度の充血、頭痛、悪心、嘔吐、咳、喘鳴、めまい、努力呼吸、呼吸減弱、呼吸困難、腹痛、また、本物質ミストのばく露で、気道の炎症、鼻及び胸の痛み、呼吸困難、チアノーゼ、急性胃炎、激しい出血を伴う貧血、蛋白尿、血尿、無尿による急性腎不全、黄疸、ビリルビン量増加、血清乳酸脱水素酵素増加の肝臓障害が報告されている。ヒトの経口摂取による事故例では、口、喉、胃の痛み、灼熱感、出血、嘔吐、下痢など腐食性による障害が報告されている(ATSDR(2012)、EU-RAR(2005))。

実験動物では、本物質としてのデータはラットの吸入ばく露(0.217mg/L、4時間)での気道組織の重篤な損傷の報告のみである(EU-RAR(2005)、SIAP(2005))。このデータは区分1に相当する用量範囲であった。また、6価クロム化合物共通として、経口投与で血液系への影響、経皮ばく露で腎障害、経路不明ながら肝細胞および腎近位尿管上皮細胞の壊死、肝臓や腎臓の損傷の記述がある(ATSDR(2012)、EU-RAR(2005)、SIAP(2005))。

なお、本物質のデータではないが、6価クロム化合物に共通するヒト影響として、吸入経路では肺の刺激性、肺のマクロファージ蓄積、過形成、炎症、肺機能障害など呼吸器系への重篤な影響、経口経路では消化管潰瘍、壊死など重篤な胃腸障害、多量摂取で呼吸器、心血管、消化器、血液、肝臓、腎臓、神経学的な重度の影響があるとの記述がある(ATSDR(2012)、CICAD 78(2013))。

本物質は6価クロム化合物であり、6価クロム化合物の毒性知見を本物質の分類に使用することが可能と考えられる。消化管の所見については、局所刺激の影響として採用しなかった。

以上より、区分1(中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)とした。

旧分類から区分を変更した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) ; 区分2(呼吸器)(製品)

【三酸化クロム】本物質に0.2-23.6年間(中央値:2.5年間)ばく露された塗装工43名の疫学調査で、0.002mg Cr(VI)/m³以下の低濃度ばく露群では鼻中隔粘膜の汚染、硬化、及び鼻粘膜の萎縮がみられたのみであったが、0.02-0.046mg Cr(VI)/m³の高濃度ばく露群では鼻腔粘膜の潰瘍、並びに鼻中隔穿孔がみられた(ATSDR(2013)、EU-RAR(2005))との報告がある。また、本物質、0.1mg/m³以上の濃度の反復ばく露により鼻粘膜傷害が生じるとされ、さらに2-3mg Cr/m³以上の高濃度ばく露では咳、胸痛、呼吸困難、口唇のチアノーゼ、肺のうっ血を生じる(DFGOT vol. 3(1992))との報告もある。なお、本物質を含む一連の6価クロム化合物の有害性評価において、職業的に6価クロムにばく露されたヒトでは、呼吸器と眼に刺激性を生じ、その結果、鼻中隔に潰瘍・穿孔を生じるおそれがある(CICAD 78(2013))との記述がある。

実験動物では、ラットに無水クロム酸ミストを8ヶ月間吸入ばく露した結果、3.5mg/m³以上で呼吸器に腐食性影響がみられた(EU-RAR(2005))との報告、或いはマウスに無水クロム酸を約3.9mg/m³の濃度で12ヶ月間にわたり間欠的にばく露した結果、肺気腫、並びに鼻中隔穿孔を生じた(CICAD 78(2013))との報告があり、ヒトでの呼吸器障害を支持する知見が得られている。

以上より、区分1(呼吸器)に分類した。

誤えん有害性 ; 分類できない(製品)

【三酸化クロム】データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) ; 区分 2(製品)

【三酸化クロム】 甲殻類(Ceriodaphnia dubia)48 時間 LC50=145 μ g/L((AQUIRE, 2015)より、区分 1

水生環境有害性 長期(慢性) ; 区分 2(製品)

【三酸化クロム】 無機化合物につき環境中動態が不明であり、甲殻類(Ceriodaphnia dubia)の 48 時間 LC50=145 μ g/L(AQUIRE, 2015)であることから、区分 1 とした。

残留性・分解性

【三酸化クロム】 データなし

生体蓄積性

【三酸化クロム】 データなし

土壌中の移動性

【三酸化クロム】 データなし

オゾン層への有害性

【三酸化クロム】 モントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規則 国連番号

1755

品名(国連輸送名)

CHROMIC ACID, SOLUTION

国連分類(輸送における危険有害性クラス)

8

副次危険

-

容器等級

II

海洋汚染物質

該当

MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

-

国内規制 海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報

航空法の規定に従う。

陸上規制情報

消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。

その他(一般的)注意

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号

154

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9)

「クロム及びその化合物-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)

「クロム及びその化合物-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」

特定化学物質障害予防規則 第二類物質(特別管理物質、管理第二類物質)(別表第 3 第 2 号 11)

「クロム酸及びその塩-対象となる範囲(重量%) >1 」

作業環境評価基準「クロム酸及びその塩」(管理濃度:クロムとして 0.05mg/m³)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)

特定第一種指定化学物質(1-112)「六価クロム化合物」

毒物及び劇物取締法

劇物(政令第 2 条第 1 項第 98 号)「無水クロム酸を含有する製剤」

化審法

優先評価化学物質「三酸化クロム」

消防法

非該当

大気汚染防止法

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質

(中環審第 9 次答申(別表 1)の 49)「クロム及びその化合物」

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(優先取組物質)(中環審第 9 次答申(別表 2)の 6)

「六価クロム化合物」

水質汚濁防止法

有害物質(政令第 2 条第 5 号)「六価クロム化合物」排水基準:0.5mg/L(Cr(VI))

土壤汚染対策法

第 2 種特定有害物質(政令第 1 条第 2 号)「六価クロム化合物」

土壤溶出量基準:0.05mg/L(Cr(VI))、土壤含有量基準:250mg/kg(Cr(VI))

水道法

非該当

下水道法

非該当

海洋汚染防止法

非該当

船舶安全法

腐食性物質(危規則第 3 条・危険物告示別表第 1)「三酸化クロム」

航空法

腐食性物質(施行規則第 194 条・告示別表第 1)「三酸化クロム」

港則法	非該当
道路法	非該当
危険物船舶運送及び貯蔵規則	非該当
労働基準法	
疾病化学物質「三酸化クロム」	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	非該当

16. その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法 PRTR・MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法 MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
GHS 分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
GHS モデル MSDS 情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。